

令和2年8月6日
福運整第244号の2
福運輸第328号の2

福島県内自動車運送事業者 各位

東北運輸局福島運輸支局長
＜公印省略＞

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の
徹底について

飲酒運転の防止については、「飲酒運転の防止及び自動車事故報告規則に基づく報告（速報）の徹底について（令和2年4月14日付け東自保第7号、東自監第9号）」及び「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について（再要請）（令和2年5月20日付け東自保第15号）」により徹底を要請しているところですが、本年7月に東北管内のトラック事業者の運転者による飲酒運転が立て続けに3件発生し、本年の飲酒運転件数は9件となりました。（別添参照）

本年末までを計画期間としている、事業用自動車総合安全プラン2020では、「飲酒運転ゼロ」の目標を掲げ、官民一体となって目標達成に向けた取組を推進している中で、一部の管理及び指導教育が十分でない事業者における運転者の身勝手な行動により飲酒運転が引き起こされている状況は、誠に遺憾であります。

飲酒は、速度感覚の麻痺、視力の低下、反応時間の遅れ、眠気を生じる等自動車の運転に多大な影響を及ぼすものであり、体内に摂取されたアルコールはすぐに消えるものではないことは周知の事実であり、仮に、飲酒運転による交通事故を起こした場合には、当該運転者はもちろんのこと、当該運転者を雇用する運送事業者にも管理責任や社会的責任の追求が行われることにもなります。

運送事業者の使命は、『輸送の専門家（プロフェッショナル）』として、お客様からの依頼に基づき人命や物品を安全に目的地まで送り届けることであることは、至極当然のことであり、このためにもプロドライバーたる運転者が輸送の安全を確保することが必須であることから、決して安全を脅かす飲酒運転等法令違反があってはなりません。

については、各運送事業者（特にトラック事業者）におかれましては、飲酒運転の撲滅に向け、点呼時におけるアルコール検知器の使用の徹底（特に遠隔地での点呼時）はもちろん、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を活用して運転者指導・教育を行う等の取り組みを強力に推進されますようお願いいたします。

【参考】上記マニュアル掲載 URL（国土交通省 自動車総合安全情報）

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html#press20120410>

令和2年 飲酒運転による事業用自動車重大事故・法令違反状況

東北運輸局

番号	発生年月	発生場所	事故等の種類	事業の種類 (管轄支局)	事案概要
1	R2. 2	新潟県	酒気帯び	トラック (青森県)	当該運転者は国道を走行中、警察官に呼び止められ酒気帯び運転が確認された。
2	R2. 4	岩手県	酒気帯び 衝突事故	トラック (宮城県)	当該運転者は高速道路を走行中、中央分離帯に衝突する事故を起こした。その後近くの道の駅に車両を退避させたところ、事故の通報を受けた警察官により酒気帯び運転が確認された。
3	R2. 4	宮城県	酒気帯び 路外逸脱	タクシー (宮城県)	当該運転者は町道を走行中、路外逸脱する事故を起こし、その場に車両を放置し去った。同日、警察に酒気帯び運転が確認された。
4	R2. 4	山形県	酒気帯び	トラック (山形県)	当該運転者は市道を走行中、警察官に呼び止められ酒気帯び運転が確認された。
5	R2. 5	静岡県	酒気帯び 衝突事故	トラック (福島県)	当該運転者は国道を走行中、他の車両に追突する事故を起こした。事故の通報を受け現場に到着した警察官により酒気帯び運転が確認された。
6	R2. 5	秋田県	酒気帯び	トラック (岩手県)	当該運転者は高速道路から降りた際、IC出口で検問中の警察官により酒気帯び運転が確認された。
7	R2. 7	新潟県	酒気帯び 路外逸脱	トラック (青森県)	当該運転者は市道を走行中、路外逸脱する事故を起こしたところ、現場付近をパトロール中の警察官により酒気帯び運転が確認された。
8	R2. 7	岩手県	酒気帯び	トラック (岩手県)	当該運転者はコンビニで休憩後、運行を開始し敷地を出たところで警察官により酒気帯び運転が確認された。
9	R2. 7	埼玉県	酒気帯び 衝突事故	トラック (山形県)	当該運転者は国道を走行中、ガードレール等に衝突する事故を起こした。その後、国道上で停車していたため不審に思った警察官により酒気帯び運転が確認された。